証券コード　6266
2020年３月10日

株　主　各　位

岡山県岡山市北区芳賀5311番地
タ　ツ　モ　株　式　会　社
取締役社長　池　田　俊　夫

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年３月24日（火曜日）午後５時30分（営業時間終了時）までに到着するよう折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年３月25日（水曜日）午前10時

２．場　　所　岡山県岡山市北区芳賀5301番地
テクノサポート岡山　大会議室
(今回より会場が変更となっております。
詳しくは、裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

３．目的事項

報告事項
１．第48期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
２．会計監査人及び監査役会の第48期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)７名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度による報酬支給の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.tazmo.co.jp/）に掲載させていただきます。

（新型コロナウイルスに関するお知らせ）

新型コロナウイルスの感染が広がっております。
本株主総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経営環境は、雇用・所得環境の改善が続き景気は緩やかな回復基調であったものの、米中貿易摩擦の長期化による中国経済の更なる減速懸念など先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループが属する半導体業界におきましては、自動車向けなどの電子部品の需要の拡大が見込まれていたものの、中国経済の成長鈍化やスマートフォン関連の需要低迷の影響を受け設備投資に慎重な姿勢が見られるようになりました。また、中長期的な成長と人材確保を目的として12月に本社を岡山市に移転しました。この本社移転により、顧客サービスの質を高めて更なる成長につなげて行きたいと考えております。

このような状況のなか当社グループは、顧客ニーズに対応した装置の開発と積極的な営業を展開してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は18,223百万円（前期比4.3％減）となりました。また利益面では、営業利益951百万円（前期比40.8％減）、経常利益911百万円（前期比42.2％減）、親会社株主に帰属する当期純利益726百万円（前期比50.9％減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(プロセス機器事業)

半導体装置部門につきましては、スマートフォン関連の需要が低迷している影響により、売上高は2,553百万円（前期比6.8％減）となりました。

搬送装置部門につきましては、納期や価格は厳しい状況ですが、一部の半導体装置メーカーの需要持ち直しにより、売上高は5,729百万円（前期比22.1％増）となりました。

洗浄装置部門につきましては、海外メーカーでの洗浄装置の検収遅延による影響が大きく、売上高は1,905百万円（前期比20.6％減）となりました。

コーター部門につきましては、海外の大型装置の販売減少のため、売上高は2,411百万円（前期比45.0％減）となりました。

以上の結果、プロセス機器事業の売上高は12,600百万円（前期比11.4％減）、営業利益689百万円（前期比45.7％減）となりました。

(金型・樹脂成形事業)

金型・樹脂成形事業につきましては、中国経済の減速やスマートフォン関連の需要低迷の影響を受けたため、売上高は1,437百万円（前期比17.0%減）、営業利益30百万円（前期比12.9%減）となりました。

(表面処理用機器事業)

表面処理用機器事業につきましては、車載用プリント基板の需要が好調で、基板メーカーの設備投資が堅調であったため、売上高は4,185百万円（前期比35.5%増）、営業利益236百万円（前期比21.3%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、2,164百万円であります。

その主なものは、当社の新社屋及び開発センター（岡山県岡山市北区）の新築1,369百万円、TAZMO VIETNAM CO.,LTD.の工場（ベトナム ロンアン省）の増設340百万円であります。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

区　　分	第45期 (2016年12月期)	第46期 (2017年12月期)	第47期 (2018年12月期)	第48期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売　　上　　高(千円)	11,329,285	17,169,916	19,036,780	18,223,054
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,284,509	1,577,529	1,479,737	726,246
１株当たり当期純利益（円）	111.69	137.84	123.75	54.11
総　　資　　産(千円)	13,918,046	18,802,944	23,951,177	25,785,360
純　　資　　産(千円)	4,918,793	6,284,786	9,781,927	10,337,465
１株当たり純資産額（円）	419.32	538.26	717.85	757.95

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

２．１株当たり情報の算定に用いられた期末発行済株式総数及び期中平均株式数は、従業員株式給付信託（J-ESOP）及び役員株式給付信託（BBT）が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

１株当たり情報の算定上控除した当該株式の期末発行済株式数　　81,700株

１株当たり情報の算定上控除した当該株式の期中平均株式数　　85,542株

３．当社は2017年１月１日付で株式１株につき３株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第45期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
プレテック株式会社	30,000千円	100.0%	精密金型、樹脂成形品の製造・販売
アプリシアテクノロジー株式会社	100,000千円	100.0%	半導体製造装置及び半導体プロセス技術の研究開発、販売
ＴＡＺＭＯ　ＩＮＣ．	100千米ドル	100.0%	プロセス機器の販売
上海龍雲精密機械有限公司	2,750千米ドル	100.0%	樹脂成形品の製造・販売
TAZMO VIETNAM CO.,LTD.	7,250千米ドル	87.5%	プロセス機器の設計・製造・販売
龍雲亞普恩科技股份有限公司	10,000千台湾ドル	100.0% (50.0%)	プロセス機器の販売、アフターサービス
株式会社ファシリティ	203,860千円	100.0%	プリント基板めっき装置の開発・製造・販売

(注)議決権比率欄の（ ）内は、間接所有割合（内数）であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は、当社グループの属している半導体業界では、微細化への対応や多岐にわたる技術の採用に応える必要があります。そのためユーザーのニーズに対応した半導体製造装置や搬送装置などの当社製品を、タイムリーに供給できる体制が必要となり、これらに対して当社グループは、設計の見直しや生産管理の徹底により短納期を実現し、ベトナムなど海外子会社の生産体制を活用して一層のコストダウンを図ってまいります。

企業価値の向上を図るため、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営が不可欠と認識し、コーポレート・ガバナンス並びにその基盤となる内部統制システムの更なる強化に向けた取組みを推し進め、より透明性の高い経営に努めてまいります。

当社グループにおきましては、2019年２月12日に発表いたしました「タツモグループ中期経営計画（TAZMO Vision 2021）」に基づき事業を展開してまいりましたが、2020年12月期以降の目標値に変更が生じる状況となっております。当社グループといたしましては2019年12月期の結果と現在の経営環境を踏まえ、現行の中期経営計画を見直し、新たに「タツモグループ中期経営計画(TAZMO Vision 2022)」を策定し、継続的な売上拡大、利益拡大に努めてまいります。

当社グループは財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を重要課題の一つとして位置づけております。内部留保資金は研究開発や財務体質の強化に充当しながら、業績、今後の事業計画、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本として、配当性向20%の実現を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

事業内容	主要製品
プロセス機器事業	半導体製造装置、液晶製造装置、搬送装置、洗浄装置
金型・樹脂成形事業	精密金型、樹脂成形品、エンボスキャリアテープ
表面処理用機器事業	プリント基板めっき装置

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年12月31日現在)

当社	本社	岡山県岡山市北区
当社	工場	岡山県井原市
東京営業所	営業所	東京都新宿区
プレテック株式会社	本社及び工場	岡山県井原市
アプリシアテクノロジー株式会社	本社	東京都新宿区
アプリシアテクノロジー株式会社	工場	岡山県岡山市北区
TAZMO INC.	本社	アメリカ　カリフォルニア州　フリーモント市
上海龍雲精密機械有限公司	本社及び工場	中国　上海市
TAZMO VIETNAM CO.,LTD.	本社及び工場	ベトナム　ロンアン省　カンジュオック県
龍雲亞普恩科技股份有限公司	本社	台湾　新竹縣　竹北市
株式会社ファシリティ	本社	神奈川県相模原市

(注) 当社は、2019年12月に岡山県井原市から岡山県岡山市北区に本社を移転いたしました。

(7) 使用人の状況（2019年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前年度末比増減数
プロセス機器事業	621名（90名）	77名増（9名増）
金型・樹脂成形事業	179名（21名）	15名減（7名減）
表面処理用機器事業	232名（12名）	7名増（10名増）
全社（共通）	61名（13名）	9名増（ － ）
合計	1,093名(136名)	78名増（12名増）

（注）1．使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。
3．当連結会計年度において使用人数が78名増加しております。これはTAZMO VIETNAM CO.,LTD.で51名増加したことが主な要因であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
279名（71名）	22名増（11名増）	45.0歳	18.7年

（注）使用人数は就業員数（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社中国銀行	2,105,986千円
株式会社みずほ銀行	1,228,580千円
株式会社三菱UFJ銀行	750,137千円
株式会社商工組合中央金庫	584,210千円
日本政策金融公庫	49,750千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年12月9日付をもって、本社を岡山県岡山市北区芳賀5311番地に移転いたしました。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2019年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　40,800,000株
② 発行済株式の総数（自己株式を含む）　13,508,300株
③ 株主数（自己株式を含む）　4,463名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社大江屋	2,235,000株	16.54%
弘塑科技股份有限公司	1,200,000株	8.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,021,700株	7.56%
GOLDMAN, SACHS& CO. REG	685,806株	5.07%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	557,600株	4.12%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN（CASHPB）	400,900株	2.96%
中銀リース株式会社	304,500株	2.25%
鳥越琢史	256,100株	1.89%
株式会社中国銀行	223,500株	1.65%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	187,000株	1.38%

（注）1．持株比率は自己株式数（1,594株）を控除して算出しております。
2．自己株式には役員株式給付信託（BBT）及び従業員株式給付信託（J-ESOP）の導入に際して設定した資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が保有する当社株式81,700株を含んでおりませんが、連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池　田　俊　夫	TAZMO VIETNAM CO.,LTD.　会長 アプリシアテクノロジー株式会社　代表取締役社長 龍雲亞普恩科技股份有限公司　董事長 株式会社ファシリティ　代表取締役会長
専務取締役	亀　山　重　夫	管理本部長 プレテック株式会社　取締役 上海龍雲精密機械有限公司　董事長 アプリシアテクノロジー株式会社　専務取締役 株式会社ファシリティ　専務取締役
常務取締役	佐　藤　泰　之	事業本部長 アプリシアテクノロジー株式会社　取締役 TAZMO INC.　取締役社長
取締役	河　上　賢　二	事業支援部担当 プレテック株式会社　代表取締役社長 上海龍雲精密機械有限公司　董事
取締役	鳥　越　琢　史	経営企画室長
取締役	曽　根　康　博	事業本部副本部長兼プロセス１事業統括
取締役	多　賀　義　明	経理部長
取締役	藤　原　準　三	藤原準三税理士事務所　所長
取締役	石　井　克　典	石井克典法律事務所　所長
常勤監査役	山　本　正　治	アプリシアテクノロジー株式会社　監査役
監査役	佐々木　　健	社会福祉法人新生寿会　理事長 医療法人社団きのこ会　理事長
監査役	岡　　友　和	岡公認会計士・税理士事務所　所長 イースト・サン監査法人　会計士

(注) 1．取締役 藤原準三氏及び石井克典氏は、社外取締役であります。
2．監査役 佐々木 健氏及び岡 友和氏は、社外監査役であります。
3．監査役 岡 友和氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4．当事業年度中の役員の地位、担当及び重要な兼職の状況の変更は次のとおりであります。
(2019年３月27日付の変更)
・常務取締役総務部長 藤原壽太郎氏、取締役事業本部長 上田修治氏及び取締役 大山邦雄氏は任期満了により退任いたしました。
・佐藤泰之氏は、取締役事業本部副本部長兼プロセス１事業統括から常務取締役事業本部長及びTAZMO INC.取締役社長に就任いたしました。
・曽根康博氏は、取締役プロセス２事業統括から取締役事業本部副本部長兼プロセス１事業統括に就任いたしました。
5．当社は、取締役 藤原準三氏、取締役 石井克典氏、監査役 佐々木 健氏及び監査役 岡 友和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

区　　分	人　　員	報 酬 等 の 総 額
取　締　役 （うち社外取締役）	12名 （3名）	150,025千円 (6,070千円)
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	10,800千円 (3,120千円)
合　　計 （うち社外役員）	15名 （5名）	160,825千円 (9,190千円)

(注) 1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．上記には、2019年３月27日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名（うち社外取締役１名）を含んでおります。
3．取締役の報酬等の額は、2017年３月29日開催の第45回定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4．監査役の報酬額等の額は、1997年３月21日開催の第25回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
5．上記報酬等の額には、2017年３月29日開催の第45回定時株主総会において決議いただいた役員株式給付信託制度による当事業年度における役員株式給付引当金繰入額（17,388千円）を含めております。なお、役員株式給付信託制度につきましては、上記３で記載の報酬とは別枠で決議いただいております。
6．当社は、2017年３月29日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の会社役員退任時に贈呈することを決議しております。
7．上記取締役の報酬等には、業績に対する経営責任を明確にする観点から、固定的な報酬の他に業績連動の報酬として利益連動賞与19,700千円及び個人評価賞与1,900千円を含めております。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役 藤原準三氏は、藤原準三税理士事務所の所長であります。当社は藤原準三税理士事務所とは特別の関係はありません。

・取締役 石井克典氏は、石井克典法律事務所の所長であります。当社は石井克典法律事務所とは特別の関係はありません。

・監査役 佐々木 健氏は、社会福祉法人新生寿会の理事長及び医療法人社団きのこ会の理事長であります。当社は社会福祉法人新生寿会及び医療法人社団きのこ会とは特別の関係はありません。

・監査役 岡 友和氏は、岡公認会計士・税理士事務所の所長及びイースト・サン監査法人の会計士であります。当社は岡公認会計士・税理士事務所及びイースト・サン監査法人とは特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	藤原準三	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に会計の専門家としての幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	石井克典	2019年３月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち９回に出席いたしました。主に法律の専門家としての幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	佐々木　健	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。他法人において業務・経営に携わった豊富な経験と見識に基づき、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	岡　友和	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　有限責任監査法人 トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」(最終改定 2015年４月13日)を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・企業行動憲章を制定し、全役職員が法令遵守及び社会倫理に遵守した行動をとるための行動規範とする。

・コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、監査役、内部監査室、会計監査人等と連携し全社横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握及び役職員の研修教育等を行う。

・法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。その設置場所は内部監査室とし、情報を受けた場合、内部監査室長は、情報の内容をすみやかにコンプライアンス委員会に報告するものとする。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・コンプライアンス、環境、災害、品質、情報、輸出管理等に係るリスクについては、各担当部署または各委員会において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。

・新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

また、リスクの内容によりすみやかに情報開示を行うものとする。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・職務権限・意思決定ルールを策定する。

・取締役及び部長（取締役会が指名する者を含む）を構成員とする部門長会議を設置する。

・取締役会による中期経営計画及び予算の策定を行い、ＩＴを活用した業績管理を実施する。

・取締役会及び部門長会議による月次業績のレビューと改善策を実施する。

5．会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ各社の担当部署を当社の経営企画室に設置し、当社及びグループ各社間での協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。

・当社の代表取締役社長及びグループ各社の社長は、業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

・当社の監査役及び内部監査室並びに会計監査人は、当社及びグループ各社の監査を実施し、業務の適正を確保するための改善策の指導、支援、助言等を行う。

6．監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役会は、当社及び各グループ各社内から使用人を監査業務のため任命できるものとし、監査役会より監査業務の命令を受けた使用人は、取締役、所属長等の指揮命令を受けないものとし、人事異動などについては事前に監査役会の同意を得るものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役及び子会社取締役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等についてすみやかに報告するものとする。
・内部監査室は、内部監査の状況及びコンプライアンス・ホットラインによる通報状況並びに内容をすみやかに監査役会に報告する。
・使用人及び子会社使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を直接監査役会に報告することができるものとする。
・報告者等が相談または報告したことを理由として、報告者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行わないものとする。
・報告者等が相談または報告したことを理由として、報告者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執るものとする。
また、報告者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則等に従って処分を課するものとする。
8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役会と代表取締役社長との定期的な意見交換会の設定をするとともに、監査役は主要な会議等に出席し、いつでも取締役及び使用人に対しその説明を求めることができる。
また、監査役会はいつでも当社の顧問弁護士、公認会計士等から、監査業務に関する助言を得ることができるものとする。
・監査役会が弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める、または調査、鑑定その他の事務を委託するなどの場合の所要の費用の支出について、必要でないと認められる場合を除き速やかに承認するものとする。
9．財務報告の適正性を確保するための体制の整備
・当社及びグループ会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、グループ会社各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。
10．反社会的勢力の排除に向けた体制
・当社及びグループ会社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当な要求に対してこれを排除し、これらの勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。
・反社会的勢力に属すると思われる者から接触を受けた場合は、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門家の協力を要請し、組織的な対応を行うものとする。
・反社会的勢力への対応所管部署は総務部があたり、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集とその管理を行う。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

経営及び業務執行の健全かつ適切な運営の強化のため、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しております。

業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査役への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査役及びすべての従業員が情報共有するとともに、重要なリスクについて経営のマネジメントサイドの中で統制し、リスクの低減を図っております。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**18,856,753**	**流動負債**	**11,814,070**
現金及び預金	2,534,902	支払手形及び買掛金	1,672,324
受取手形及び売掛金	3,992,565	電子記録債務	1,109,913
電子記録債権	1,634,659	短期借入金	2,176,777
商品及び製品	88,388	リース債務	5,539
仕掛品	8,462,295	未払金	1,245,648
原材料及び貯蔵品	1,331,610	未払法人税等	102,635
その他	812,331	前受金	5,009,685
固定資産	**6,928,607**	賞与引当金	127,921
有形固定資産	**5,950,285**	製品保証引当金	236,697
建物及び構築物	3,701,119	株式給付引当金	6,955
機械装置及び運搬具	554,147	その他	119,972
工具、器具及び備品	221,264	**固定負債**	**3,633,824**
土地	1,259,555	社債	300,000
リース資産	19,401	長期借入金	2,541,886
建設仮勘定	82,354	リース債務	15,454
その他	112,442	繰延税金負債	48,026
無形固定資産	**162,513**	株式給付引当金	184,483
のれん	10,204	役員退職慰労引当金	14,811
ソフトウェア	146,485	役員株式給付引当金	53,829
その他	5,822	退職給付に係る負債	185,615
投資その他の資産	**815,808**	資産除去債務	127,244
投資有価証券	1,064	その他	162,474
繰延税金資産	379,147	**負債合計**	**15,447,894**
その他	435,596	(純資産の部)	
資産合計	**25,785,360**	**株主資本**	**10,185,200**
		資本金	**2,724,067**
		資本剰余金	**2,645,988**
		利益剰余金	**4,999,264**
		自己株式	**△184,119**
		その他の包括利益累計額	**△9,708**
		その他有価証券評価差額金	**109**
		為替換算調整勘定	**△9,818**
		非支配株主持分	**161,973**
		純資産合計	**10,337,465**
		負債・純資産合計	**25,785,360**

連結損益計算書

（2019年1月1日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**18,223,054**
売上原価		13,811,169
売上総利益		4,411,884
販売費及び一般管理費		3,460,021
営業利益		**951,863**
営業外収益		
受取利息	4,677	
補助金収入	27,401	
その他	26,142	58,221
営業外費用		
支払利息	45,972	
為替差損	36,558	
その他	15,657	98,188
経常利益		**911,896**
特別利益		
固定資産売却益	9,999	9,999
税金等調整前当期純利益		**921,896**
法人税、住民税及び事業税	223,775	
法人税等調整額	△42,404	181,370
当期純利益		**740,525**
非支配株主に帰属する当期純利益		**14,279**
親会社株主に帰属する当期純利益		**726,246**

連結株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年１月１日　残高	2,724,067	2,645,988	4,427,308	△207,830	9,589,533
会計方針の変更による累積的影響額			△5,715		△5,715
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,724,067	2,645,988	4,421,592	△207,830	9,583,818
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△148,574		△148,574
親会社株主に帰属する当期純利益			726,246		726,246
自己株式の取得				△74	△74
自己株式の処分				23,784	23,784
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	577,671	23,710	601,382
2019年12月31日　残高	2,724,067	2,645,988	4,999,264	△184,119	10,185,200

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2019年１月１日　残高	△2	40,048	40,045	152,348	9,781,927
会計方針の変更による累積的影響額					△5,715
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2	40,048	40,045	152,348	9,776,211
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			－		△148,574
親会社株主に帰属する当期純利益			－		726,246
自己株式の取得			－		△74
自己株式の処分			－		23,784
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	112	△49,866	△49,753	9,625	△40,128
連結会計年度中の変動額合計	112	△49,866	△49,753	9,625	561,253
2019年12月31日　残高	109	△9,818	△9,708	161,973	10,337,465

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　12社

② 主要な連結子会社の名称　プレテック株式会社
アプリシアテクノロジー株式会社
株式会社ファシリティ
TAZMO INC.
上海龍雲精密機械有限公司
TAZMO VIETNAM CO.,LTD.
龍雲亞普恩科技股份有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度末と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・商品及び製品・仕掛品　主として個別法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

・原材料及び貯蔵品　主として移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定率法
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　15年～45年
機械装置及び運搬具　５年～12年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（３年）を見積り、均等償却を行っております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を期間に基づき計上しております。
ロ．製品保証引当金	製品の保証期間に基づく、メンテナンス及び交換に伴う支出に備えるため、保証期間内の無償サービス費用見積額を計上しております。
ハ．株式給付引当金	従業員向け株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
ニ．役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、国内の連結子会社は、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
ホ．役員株式給付引当金	取締役向け役員株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。なお、当社は確定拠出年金制度を採用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 追加情報

① 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社及び国内子会社は、従業員の帰属意識を醸成することや株価及び業績向上への意欲を高めることを目的として、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「従業員株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

イ．取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及び国内子会社の従業員に対し、当社株式を給付する仕組みです。

当社及び国内子会社は従業員に対して、個人の貢献度等に応じたポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対して給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

ロ．信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は116,441千円、株式数は51,900株であります。

② 業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）に対し、中長期にわたる業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、取締役に対する株式報酬制度「役員株式給付信託（BBT）」を導入しております。

イ．取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の取締役に対し、当社株式を給付する仕組みであります。

当社は取締役に対して、役員株式給付規程に従いポイントを付与し、原則として退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。取締役に対して給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

ロ．信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は66,874千円、株式数は29,800株であります。

2．会計方針の変更に関する注記

（IFRS第16号「リース」の適用）

当連結会計年度より、在外連結子会社において、IFRS第16号（リース）を適用しております。

当該会計基準の適用が連結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

3．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

4．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　6,873,357千円

(2) 連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休業日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末日残高に含まれております。

受取手形	208千円
支払手形	47,013千円
電子記録債権	2,106千円

(3) 当社及び国内子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	3,053,370千円
借入実行残高	1,055,425千円
差引残高	1,997,944千円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	13,508,300	－	－	13,508,300

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	93,827	67	10,600	83,294

(注) 1．当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、従業員株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式51,900株及び役員株式給付信託（BBT）が保有する当社株式29,800株が含まれております。
2．自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取67株による増加分であります。
3．自己株式の数の減少は、従業員株式給付信託（J-ESOP）の給付4,900株及び役員株式給付信託（BBT）の給付5,700株による減少分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2019年3月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	148,574千円	11円	2018年12月31日	2019年3月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2020年3月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	121,560千円	9円	2019年12月31日	2020年3月26日

(注) 配当金の総額には、従業員株式給付信託（J-ESOP）及び役員株式給付信託（BBT）が保有する当社株式81,700株が含まれております。

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、売上債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	2,534,902	2,534,902	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,992,565	3,992,565	－
(3) 電子記録債権	1,634,659	1,634,659	－
(4) 投資有価証券	357	357	－
(5) 支払手形及び買掛金	(1,672,324)	(1,672,324)	－
(6) 電子記録債務	(1,109,913)	(1,109,913)	－
(7) 短期借入金	(1,055,425)	(1,055,425)	－
(8) 未払金	(1,245,648)	(1,245,648)	－
(9) 長期借入金（一年内返済予定含む）	(3,663,238)	(3,660,556)	△2,681
(10) 社債	(300,000)	(301,355)	1,355

負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、並びに(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5)支払手形及び買掛金、(6)電子記録債務、(7)短期借入金、並びに(8)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9)長期借入金（一年内返済予定含む）、(10)社債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２） 非上場株式（連結貸借対照表計上額706千円）は、市場価格が無く、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(4)投資有価証券には含めておりません。

7．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　757円95銭

(2) １株当たり当期純利益　54円11銭

（注）１株当たり情報の算定に用いられた期末発行済株式総数及び期中平均株式数は、従業員株式給付信託（J-ESOP）及び役員株式給付信託（BBT）が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

１株当たり情報の算定上控除した当該株式の期末発行済株式数　81,700株

１株当たり情報の算定上控除した当該株式の期中平均株式数　85,542株

8．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**12,304,539**	**流動負債**	**8,010,731**
現金及び預金	952,019	支払手形	115,612
受取手形	183,903	電子記録債務	1,109,913
電子記録債権	1,568,264	買掛金	472,758
売掛金	1,930,746	短期借入金	500,000
仕掛品	6,238,913	一年内返済予定の長期借入金	1,006,396
原材料	701,287	リース債務	4,932
その他	729,403	未払金	990,537
固定資産	**7,546,332**	未払法人税等	42,832
有形固定資産	**3,782,519**	前受金	3,604,778
建物	2,403,875	賞与引当金	28,882
構築物	46,035	製品保証引当金	113,410
機械及び装置	123,301	株式給付引当金	4,038
車両運搬具	125	その他	16,640
工具、器具及び備品	126,031	**固定負債**	**2,959,014**
土地	986,607	社債	300,000
リース資産	18,650	長期借入金	2,392,947
建設仮勘定	77,893	リース債務	15,195
無形固定資産	**122,220**	株式給付引当金	127,289
ソフトウェア	117,487	役員株式給付引当金	53,829
その他	4,732	その他	69,753
投資その他の資産	**3,641,592**	**負債合計**	**10,969,746**
投資有価証券	706	(純資産の部)	
関係会社株式	853,232	**株主資本**	**8,881,125**
関係会社出資金	693,646	**資本金**	**2,724,067**
出資金	12,921	**資本剰余金**	**2,643,503**
関係会社長期貸付金	1,650,364	資本準備金	2,238,225
繰延税金資産	400,151	その他資本剰余金	405,278
その他	30,569	**利益剰余金**	**3,697,674**
		その他利益剰余金	3,697,674
		繰越利益剰余金	3,697,674
		自己株式	**△184,119**
		純資産合計	**8,881,125**
資産合計	**19,850,872**	**負債・純資産合計**	**19,850,872**

損 益 計 算 書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**10,543,511**
売上原価		8,121,006
売上総利益		2,422,504
販売費及び一般管理費		1,694,882
営業利益		**727,622**
営業外収益		
受取利息	18,374	
受取配当金	75,874	
受取賃貸料	57,093	
補助金収入	23,247	
その他	8,609	183,199
営業外費用		
支払利息	28,486	
社債利息	1,060	
為替差損	4,567	
賃貸費用	17,301	
その他	166	51,583
経常利益		**859,237**
特別損失		
関係会社出資金評価損	128,968	
関係会社債権放棄損	117,104	246,072
税引前当期純利益		**613,164**
法人税、住民税及び事業税	99,877	
法人税等調整額	△18,219	81,657
当期純利益		**531,507**

株主資本等変動計算書

（2019年1月1日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2019年1月1日　残高	2,724,067	2,238,225	405,278	2,643,503
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				－
当期純利益				－
自己株式の取得				－
自己株式の処分				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
2019年12月31日　残高	2,724,067	2,238,225	405,278	2,643,503

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2019年1月1日　残高	3,314,742	3,314,742	△207,830	8,474,482	8,474,482
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△148,574	△148,574		△148,574	△148,574
当期純利益	531,507	531,507		531,507	531,507
自己株式の取得		－	△74	△74	△74
自己株式の処分		－	23,784	23,784	23,784
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		－		－	－
事業年度中の変動額合計	382,932	382,932	23,710	406,643	406,643
2019年12月31日　残高	3,697,674	3,697,674	△184,119	8,881,125	8,881,125

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のないもの　移動平均法による原価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品　個別法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

・原材料　移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産
（リース資産を除く）　定率法
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～38年
機械装置	５年～12年

② 無形固定資産
（リース資産を除く）　定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を期間に基づき計上しております。

② 製品保証引当金　製品の保証期間に基づく、メンテナンス及び交換に伴う支出に備えるため、保証期間内の無償サービス費用見積額を計上しております。

③ 株式給付引当金　従業員向け株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 役員株式給付引当金　取締役向け役員株式給付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式によっております。

(5) 追加情報

① 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社の従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

② 業績連動型株式報酬制度

取締役（社外取締役を除く）に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　4,123,118千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 関係会社に対する短期金銭債権　1,058,313千円

② 関係会社に対する短期金銭債務　321,283千円

(3) 期末日満期手形等の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

受取手形	208千円
電子記録債権	2,106千円

(4) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	2,100,000千円
借入実行残高	500,000千円
差引残高	1,600,000千円

(5) 保証債務

子会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社ファシリティ	663,645千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	453,097千円
仕入高	1,670,666千円
営業取引以外の取引による取引高	147,531千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	93,827	67	10,600	83,294

（注）1．当事業年度末の自己株式（普通株式）には、従業員株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式51,900株及び役員株式給付信託（BBT）が保有する当社株式29,800株が含まれております。

2．自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取67株による増加分であります。

3．自己株式の数の減少は、従業員株式給付信託（J-ESOP）の給付4,900株及び役員株式給付信託（BBT）の給付5,700株による減少分であります。

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
研究開発費	9,071千円
たな卸資産	81,795千円
固定資産	30,789千円
減損損失	24,863千円
投資有価証券	8,019千円
関係会社株式	293,402千円
賞与引当金	8,809千円
製品保証引当金	34,590千円
株式給付引当金	40,054千円
役員株式給付引当金	16,417千円
未払金	15,551千円
長期未払金	20,545千円
税務上の繰越欠損金	310,807千円
その他	12,166千円
繰延税金資産小計	906,886千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△12,983千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△487,575千円
評価性引当額小計	△500,558千円
繰延税金資産合計	406,327千円
繰延税金負債	
減価償却費	△3,037千円
信託報酬手数料	△3,138千円
繰延税金負債合計	△6,176千円
繰延税金資産の純額	400,151千円

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　　目	期末残高
子会社	プレテック株式会社	所有 直接 100.0%	製品仕入先 役員の兼任	製品等の仕入 賃貸収入 （注１）	1,163,095千円 48,769千円	買　掛　金 未 収 入 金	121,912千円 40,689千円
				利息の受取 （注２）	1,225千円	関係会社 長期貸付金	215,000千円
	アプリシアテクノロジー株式会社	所有 直接 100.0%	製品販売先 役員の兼任	製品等の販売 原材料の提供 （注１）	82,110千円 744,352千円	売　掛　金	839,689千円
				資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取 （注２） 債権放棄 （注３）	270,000千円 108,000千円 9,406千円 679,804千円	関係会社 長期貸付金 （注３）	836,925千円
	TAZMO VIETNAM CO.,LTD.	所有 直接　87.5%	製品仕入先 役員の兼任	貸付金の返済 利息の受取 （注２）	24,803千円 6,519千円	関係会社 短期貸付金 （流動資産その他）	36,699千円
						関係会社 長期貸付金	299,619千円
	株式会社 ファシリティ	所有 直接 100.0%	製品販売先 役員の兼任	債務保証 （注４）	663,645千円	－	－
	クォークテクノロジー株式会社	所有 直接　60.2%	部品販売先	資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取 （注２）	90,000千円 21,660千円 1,231千円	関係会社 短期貸付金 （流動資産その他）	24,120千円
						関係会社 長期貸付金	198,820千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）価格は市場実勢を勘案し、価格交渉を行い決定しております。

（注２）資金の貸付については、市場金利を勘案し、合理的に貸付利息を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

（注３）アプリシアテクノロジー株式会社への貸付金の一部の債権放棄を行っております。債権放棄にあたり、前事業年度までに計上した貸倒引当金を取り崩し、関係会社債権放棄損117,104千円を損益計算書に計上しております。

（注４）株式会社ファシリティの銀行借入金につき、債務保証を行ったものであります。

（注５）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8．１株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たり純資産額　661円53銭

⑵ １株当たり当期純利益　39円60銭

（注）１株当たり情報の算定に用いられた期末発行済株式総数及び期中平均株式数は、従業員株式給付信託（J-ESOP）及び役員株式給付信託（BBT）が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

１株当たり情報の算定上控除した当該株式の期末発行済株式数　81,700株

１株当たり情報の算定上控除した当該株式の期中平均株式数　85,542株

9．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

（子会社の吸収合併）

当社は、2019年２月12日開催の取締役会において、当社の子会社であるアプリシアテクノロジー株式会社を吸収合併することについて決議し、2019年８月９日付で合併契約を締結し、2020年１月１日に吸収合併いたしました。

⑴ 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業

名称：タツモ株式会社

事業内容：半導体製造装置、搬送ロボット、液晶製造装置の開発・製造・販売及び精密金型、樹脂成形品の製造・販売

被結合企業

名称：アプリシアテクノロジー株式会社

事業内容：半導体製造用の洗浄装置などの開発・販売

②企業結合日

2020年１月１日

③企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、アプリシアテクノロジー株式会社を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

タツモ株式会社

⑵ 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行います。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月10日

タツモ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅　昇	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上坂　岳大	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、タツモ株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タツモ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月10日

タツモ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅　昇	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上坂　岳大	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、タツモ株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴ 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵ 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月14日

タツモ株式会社　監査役会

常勤監査役　山　本　正　治 ㊞

社外監査役　佐々木　　健 ㊞

社外監査役　岡　　友　和 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金９円　　総額 121,560,354円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年３月26日

＜ご参考＞

第２号議案から第７号議案までに共通するご参考事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行いたしたいと存じます。

本招集ご通知の37ページから54ページまでに記載の第２号議案から第７号議案までは、いずれも移行に関する議案ですので、これらを提案するにあたり、「監査等委員会設置会社」の概要及び当社が「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する理由についてご説明申し上げます。

■　監査等委員会設置会社の概要

○　監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を置く株式会社をいいますが、監査役や監査役会を置くことはできません。

○　監査等委員会は、３名以上の監査等委員である取締役で構成され、かつ、その過半数は社外取締役でなければなりません。また、監査等委員以外の取締役の任期は１年であるのに対し、監査等委員である取締役の任期は２年となります。

○　監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有しており、取締役の選任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除く。）に関与します。また、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選解任や報酬について、株主総会において意見を述べる権限も有します。これらの点で、監査等委

員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能が強化されております。

○　監査等委員会設置会社は、定款の定めがある場合等に、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、委任を受けた取締役が業務執行の意思決定を迅速に行い、機動的に業務執行することが可能となります。一方で、取締役会は業務執行者に対する監督機能を強化することが可能となります。

■　移行する理由

当社は、監査等委員会設置会社に移行することで、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ってまいります。

■　第２号議案から第７号議案までについて

監査等委員会設置会社に移行するためには、定款を変更する必要がありますので、第２号議案「定款一部変更の件」において、その他の変更と合わせ、ご提案するものであります。

また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任する必要があることから、第３号議案では監査等委員以外の取締役の選任を、第４号議案では監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬等の額も、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めなければならないことから、第５号議案及び第７号議案では監査等委員以外の取締役の報酬等の額を、第６号議案では、監査等委員である取締役の報酬等の額を、それぞれご提案するものであります。

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能をより一層強化することで、コーポレート・ガバナンスの更なる強化と企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
(機関)	(機関)
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。
第５条～第17条　（条文省略）	第５条～第17条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。	第18条　当会社の取締役は、14名以内とする。
（新設）	②　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の選任方法）	（取締役の選任方法）
第19条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第19条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③　取締役の選任については、累積投票によらない。	③　取締役の選任については、累積投票によらない。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
②　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	④　増員又は任期満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第21条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
②　取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、取締役相談役各１名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	②　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、取締役相談役各１名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第22条　（条文省略）	第22条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第24条　（条文省略）	第24条　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（重要な業務執行の委任） 第26条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（新設）	（取締役会規定） 第27条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(取締役の報酬等) 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
(取締役の責任免除) 第27条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第29条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
(監査役の員数) 第28条　当会社の監査役は、４名以内とする。	(削除)
(監査役の選任方法) 第29条　当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の任期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤監査役） 第31条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（監査等委員会の招集通知） 第30条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（監査役会の決議方法） 第33条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（監査等委員会規定） 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
第６章　計算	第６章　計算
第36条～第39条　（条文省略）	第32条～第35条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（附則） 本定款は、2019年３月27日より改定施行する。	（附則） 本定款は、2020年３月25日より改定施行する。
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） １．当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、第４８回定時株主総会の決議による定款の変更前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．第４８回定時株主総会の決議による定款の変更前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第４２７条第１項の規定により限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第３５条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう２名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	いけだ　としお 池田　俊夫 （1956年１月３日）	1986年２月　当社入社 1999年３月　取締役営業部長 2000年９月　取締役液晶装置部長 2001年３月　常務取締役液晶装置部長 2003年１月　常務取締役電子機器事業本部長 兼液晶装置部長 2004年３月　常務取締役プロセス機器事業本部長 兼液晶装置部長 2005年６月　常務取締役事業本部長 2007年３月　代表取締役専務兼事業本部長 2011年１月　代表取締役社長兼事業本部長 2011年３月　代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 龍雲亞普恩科技股份有限公司　董事長 TAZMO VIETNAM CO.,LTD.　会長 株式会社ファシリティ　代表取締役会長	116,400株

［取締役候補者とした理由］

池田俊夫氏を取締役候補者とした理由は、2011年１月より当社代表取締役社長を務め、強いリーダーシップと決断力をもって当社グループの経営を牽引しており、今後も当社グループの持続的成長と企業価値向上に寄与すると判断したためであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	かめやましげお 亀山重夫 （1955年５月19日）	2010年５月　当社入社 経理部長 2011年３月　取締役経理部長 2013年３月　取締役管理本部長 2015年３月　常務取締役管理本部長 2017年３月　専務取締役管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） プレテック株式会社　　取締役 上海龍雲精密機械有限公司　　董事長 株式会社ファシリティ　　専務取締役	51,900株
[取締役候補者とした理由] 亀山重夫氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる当社グループの経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた事業企画等の推進及び事業戦略等の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断したためであります。			
3	さとうやすゆき 佐藤泰之 （1965年12月13日）	1988年４月　当社入社 2013年１月　プロセス１事業統括 2016年３月　取締役事業本部副本部長 兼プロセス１事業統括 2019年３月　常務取締役事業本部長（現任） （重要な兼職の状況） TAZMO INC.　取締役社長（現任）	11,600株
[取締役候補者とした理由] 佐藤泰之氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる半導体製造装置での豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断したためであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	かわかみけんじ 河上賢二 （1961年4月5日）	1981年3月　当社入社 2003年1月　金型事業部長 2005年6月　金型製造部長 2014年5月　金型製造部長兼調達部長 2015年3月　取締役金型製造部長兼調達部長 2017年1月　取締役事業支援部長 2019年4月　事業支援部担当取締役（現任） （重要な兼職の状況） プレテック株式会社　　代表取締役社長 上海龍雲精密機械有限公司　　董事	18,500株
[取締役候補者とした理由] 河上賢二氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる金型・樹脂成形事業での豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断したためであります。			
5	とりごえたくし 鳥越琢史 （1972年7月2日）	1996年4月　当社入社 2013年4月　経営企画室長 2016年3月　取締役経営企画室長（現任）	256,100株
[取締役候補者とした理由] 鳥越琢史氏を取締役候補者とした理由は、経営企画室での豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた事業企画等の推進及び事業戦略等の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断したためであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	そねやすひろ 曽根康博 （1968年８月13日）	2002年10月　当社入社 2013年１月　プロセス２事業統括 2017年３月　取締役プロセス２事業統括 2019年３月　取締役事業本部副本部長 兼プロセス１事業統括（現任）	800株
[取締役候補者とした理由] 曽根康博氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたる液晶製造装置での豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断したためであります。			
7	たがよしあき 多賀義明 （1959年２月４日）	1990年10月　当社入社 2013年３月　経理部長 2019年３月　取締役経理部長（現任）	3,500株
[取締役候補者とした理由] 多賀義明氏を取締役候補者とした理由は、経理部での豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた事業企画等の推進及び事業戦略等の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができると判断したためであります。			

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者の所有する当社株式数は、2019年12月31日現在の状況を記載しております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	おか　　とも　かず 岡　　友　和 （1976年11月27日）	2005年12月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 2008年２月　公認会計士登録 2015年９月　有限責任監査法人トーマツ退所 2015年10月　税理士登録 岡公認会計士・税理士事務所　所長（現任） イースト・サン監査法人　社員（現任） 2016年３月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 岡公認会計士・税理士事務所　所長 イースト・サン監査法人　会計士	－株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 岡 友和氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な専門知識と経験に基づく幅広い見識を有しており、現在は社外監査役として積極的に意見・提言等を行い、当社の経営ガバナンスの向上に貢献しております。これまでの実績を踏まえ、今後も当社の経営全般に適切に監査・監督いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。			
2	ふじ　わら　じゅん　ぞう 藤　原　準　三 （1947年４月21日）	1966年４月　広島国税局　採用 2007年７月　広島国税局　退職 2007年８月　税理士登録 藤原準三税理士事務所　所長（現任） 2017年３月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 藤原準三税理士事務所　所長	－株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 藤原準三氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、税理士としての企業財務・会計に関する豊富な専門知識と経験に基づく幅広い見識を有しており、現在は社外取締役として積極的に意見・提言等を行い、当社の経営ガバナンスの向上に貢献しております。これまでの実績を踏まえ、今後も当社の経営全般に適切に監査・監督いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	いしいかつのり 石井克典 （1971年１月31日）	2000年10月　弁護士登録 太陽綜合法律事務所　入所 2006年５月　太陽綜合法律事務所　退所 石井克典法律事務所　所長（現任） 2019年３月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 石井克典法律事務所　所長	－株

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]

石井克典氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な専門知識と経験を有しており、現在は社外取締役として積極的に意見・提言等を行い、当社の経営ガバナンスの向上に貢献しております。これまでの実績を踏まえ、今後も当社の経営全般に適切に監査・監督いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏は社外取締役候補者であります。

３．当社は、岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏の選任が承認された場合は、３氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、岡 友和氏とは、現在、社外監査役として当該契約を締結しておりますが、社外取締役としての選任が承認された場合は、社外取締役として新たに当該契約を締結する予定であります。

４．当社は、岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き３氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2017年３月29日開催の第45回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は９名（うち社外取締役２名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、７名（うち社外取締役０名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額20,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、３名（うち社外取締役３名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度による報酬支給の件

当社は、2017年３月29日開催の第45回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）を対象に企業業績と企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的として、業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「BBT制度」といいます。）を導入することについてご承認いただき、現在に至っております。また、当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（社外取締役、非常勤取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象とした業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）に係る報酬枠を改めて設定させていただきたいと存じます。

当社は、本制度に基づく報酬を、本議案により改めて設定される報酬枠内で取締役（社外取締役、非常勤取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に支給させていただきたいと存じます。当該報酬の額・内容等については、下記、「BBT制度に係る報酬等の額及び参考情報」に記載のとおりです。

本議案は、第５号議案でご承認をお願いしている取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額（年額200,000千円以内）とは別枠として、取締役（社外取締役、非常勤取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬についてご承認をお願いするものであります。

なお、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会の終結時の本制度の対象となる取締役は７名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

※2019年12月末日に終了する事業年度以前に業績連動型の株式報酬制度のために設定した信託については、対象者が取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）から取締役（社外取締役、非常勤取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に変わりますが実質的には同一であり、その他の点については2017年３月29日開催の第45回定時株主総会においてご承認いただきました報酬枠及び内容から変更はありません。

BBT制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) BBT制度の概要

BBT制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、BBT制度に基づき設定される信託を「BBT信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）がBBT信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) BBT制度の対象者

取締役（社外取締役、非常勤取締役及び監査等委員である取締役は、BBT制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

BBT信託が終了するまで（なお、BBT信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、BBT制度が継続する限りBBT信託は継続します。BBT制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

BBT制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間（連続する３事業年度）ごとに、100,000,000円を上限としてBBT信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、100,000,000円とします。なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

BBT信託による当社株式の取得は、上記 (4) により拠出された資金を原資として、BBT信託設定時には信託設定後遅滞なく取引市場を通じて行い、当初対象期間経過後は、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。

BBT信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、67,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記 (7) の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当

てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後にBBT信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、BBT信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

BBT信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、BBT信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

BBT信託勘定内の当社株式に係る配当は、BBT信託が受領し、当社株式の取得代金やBBT信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、BBT信託が終了する場合において、BBT信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

BBT信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

BBT信託終了時におけるBBT信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。BBT信託終了時におけるBBT信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：岡山県岡山市北区芳賀5301番地

テクノサポート岡山　大会議室

電話　086－286－9664

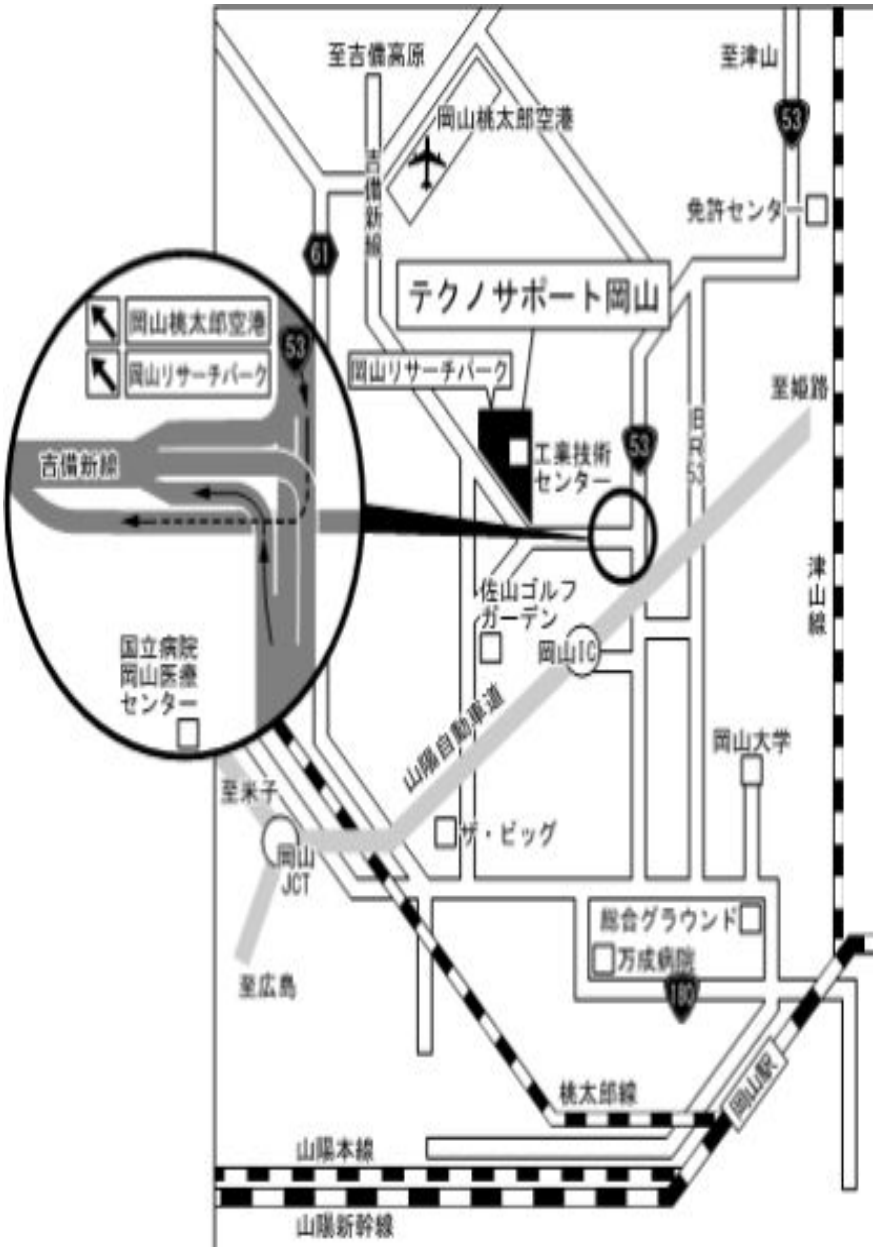

交通　・岡山駅より

国道53号線から吉備新線を経由して岡山桃太郎空港方面へ車で約25分

中鉄バス：芳賀佐山団地・リサーチパーク行きに乗車、約40分

（下車「工業技術センター」、徒歩約１分）

・岡山桃太郎空港より

吉備新線を岡山市街中心部へ車で約10分

・岡山ICより

山陽自動車道岡山ICより岡山桃太郎空港方面へ約７分